



# ビキニ労災訴訟 支援する会結成

●高知の高校生が調査を始めて35年目となった3月30日、被災船員と遺族14名が、被曝による疾病について、①療養給付や遺族年金などへの申請を認め支給せよ、②、アメリカに損害賠償する権利が日米合意によって奪われ事に対して正当な補償すべき

だと、訴訟を起こしました。

●汚染魚廃棄をさせられた漁船は856隻(延べ992隻)被災乗組員数2万人。その内、高知船籍マグロ漁船は117隻(延べ280隻)船員数2500人に上ると考えられる。

54年3月被災直後から帰港した船の調査を行い汚染魚だけでなく船員そのものの被ばく量などの資料を国は持っているのに「ない」としていた。が、米国公文書館にあることが判明し、国は隠しきれなくなり、2014年9月、調査資料を開示。それから

5年6か月。次々と元船員がなくなる中、救済を求め切実な願いが込められた訴訟です。

●高知県知事は、1年半前の2018年9月議会で船員救済に向け県として法的な検討も行うと答弁し被災船員に寄り添う姿勢を明らかにしています。

支援する会の顧問には私以外に、広田一衆議院議員や土佐清水市選出の橋本敏男県議会議員も就いています。(次号本ニュースはお休みです)



「核実験被災船員の救済を」と書かれた横断幕を掲げて、高知地裁に向かう原告や支援者、弁護士＝30日、高知市

## ビキニ労災求め提訴 高知地裁 被災漁船員ら損失補償要求

1954年に米国が太平洋ビキニ環礁で行った水爆実験をめぐり、当時周辺海域で操業していた日本のマグロ漁船員や遺族計14人が30日、一般の労災保険に当たる船員保険の適用を全国健康保険協会が認めなかったのは違法として、行政処分の取り消しや国に損失補償を求める訴訟を高知地裁に起こしました。

↓関連7面  
アメリカに対し損害賠償請求権を有しながらも日米政治決着で請求権が行使できなくなったとして、「正当な補償」を定めた憲法29条3項に基づく損失補償を求めています。

提訴後の記者会見で、マグロ船・ひめ丸元乗組員でビキニ国賠訴訟原告団長だった増本和馬さん(故人)の妻・美保さんは、「同じ船で白血病でなくなった人、闘病中の仲間のためにたかうと生前話していた主人の遺志を引き継ぎ、がんばりたい」と語りました。

同日結成された「訴訟を支援する会」の顧問の一人、日本共産党の吉良富彦高知県議が、「多くの船員の人生と誇りを取り戻すたかいであり、核兵器禁止条約6条にある『核実験のヒバクシャ救済』の道を世界に先駆けて具体化するものだ」と述べ、支援を訴えました。